



2022年5月16日

各 位

会 社 名 住石ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長崎 駒樹
(コード番号 1514)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 大和 昇
(TEL 03-5511-1400)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、下記のとおり、2022年6月29日開催予定の第14期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することと決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第24条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第24条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第24条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日予定日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日予定日	2022年6月29日

以 上

別紙

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第23条(条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第24条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第23条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第24条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>第25条～第43条(条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第11期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度に</p>	<p>第25条～第43条(現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第11期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度にお</p>

<p>において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>第2条 変更前定款第24条の規定の削除および変更後定款第24条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3 本条は、前項で定める日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>
--	---